

論文審査の結果の要旨および担当者

報告番号	※	第	号
------	---	---	---

氏 名 児玉 みさき

論 文 題 目

S&D under the WTO Agreements
in the Era of Diversification among Developing Countries

論文審査担当者

主 査

	名古屋大学	教授	川島富士雄
委員	名古屋大学	教授	山形英郎
委員	名古屋大学	教授	伊東早苗

論文審査の結果の要旨

論文審査の結果の要旨

1. 本論文の構成と概要

1947年に成立した関税及び貿易に関する一般協定（以下「GATT」という。）を引き継ぐ形で1995年に発足した世界貿易機関（以下「WTO」という。）は、その前文で「成長する国際貿易において開発途上国特に後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証する」ことを1つの目的として掲げている。WTO協定は、無差別原則や加盟国間で同一の義務を一括受諾する方式を採用した一方で、上記の目的に沿うように途上国に対してはより有利な市場アクセス待遇や協定上の義務の実施に関する柔軟性を認めるなど多くの「特別のかつ異なる待遇」（Special and Differential Treatment. 以下「S&D」という。）を設けた。本論文は、上記の目的にもかかわらず、後発開発途上国を中心とする経済規模の小さい途上国の世界貿易における辺境化（marginalization）に改善が見られない現状とWTOドーハ開発アジェンダ（いわゆる「ドーハラウンド」）におけるS&D改善交渉に大きな成果が見られない現実を受け、こうした途上国の実質的な発展を達成するため、いかなるS&Dが正当化され、かつ望まれるのか、現行のS&Dに何が不足し、どう改善すれば実効的となりうるかという理論的にも実務的にも重要な課題に取り組んでいる。

本論文は、同課題設定を受け、第1に、GATT時代からWTO発足後に至るS&D交渉過程の分析、第2に、市場アクセス優遇や協定上の義務の実施に関する柔軟性を認める現行S&Dの分析、第3にS&Dの正当化理論の再検討、第4に、途上国の「政策空間」の拡大という観点からのS&Dの機能に関する批判的分析を有機的に組み合わせることにより、現行ルール機能、限界及び問題点を明らかにし、S&D交渉をめぐる利害対立の構造を探り、さらに改善の方向性を指し示すよう試みている。

本論文は、研究の背景、課題及び意義等を提示する第1章と結論を記す最終章も含め全6章で構成されている。第2章では、GATT時代から始まるS&D交渉史を、WTO設立に至るウルグアイラウンドまでたどり、現行のS&Dを①市場アクセス優遇と②政策柔軟性の2つに分類しながら、それぞれの機能を紹介し、かつ現在進められているドーハラウンドS&D交渉における各国提案と同交渉が暗礁に乗り上げている現状について紹介する。第3章では、第2章で紹介したドーハラウンドS&D交渉が行き詰まりつつも、後発開発途上国向けのS&Dについてのみ合意が成立する現状がいかなる構造から生じているか分析する。従来のS&D交渉に関する多くの分析が途上国対先進国という図式で同交渉の行き詰まりを説明してきたのに対し、本章はその背景に多層化が進む途上国内部に「固定されたパイの取り合い」ともいえる深刻な利害対立が存在すると分析したうえで、問題となっているS&Dの性質や機能によって途上国内部の対立のあり方が異なってくることから、その対立を緩和するための対策もS&Dの性質に応じて異なるべきであると主張し、特定の途上国に対しS&D供与を認めるかどうかの判断に際し、先進国のみならず他の途上国への悪影響の程度を反映したデミニミス基準を用いることの重要性を指摘する。第4章は、S&D供与の正当化理論に対し再検討を加える。第1に、S&D成立過程において影響力を持った「開発の国際法」が形式的平等ではなく、異なる能力と開発水準にある各国間で異なる待遇を認めることで実質的平等を達成しようとするものであったことを再確認しつつ、その理論には途上国と先進国との間の異なる待遇のみならず異なる開発水準にある途上国間の異なる待遇をも正当化する契機が内在していたことを指摘する。第2に、同様にS&Dを正

論文審査の結果の要旨

当化する考え方である「幼稚産業保護論」、産業政策に関する議論及び各国の経験に再検討を加えつつ、開発水準に応じて必要となる産業政策は異なりうることから、開発水準に応じて異なる S&D を与えることが妥当であると指摘する。第 5 章は、以上の議論を統合し、具体的な S&D 改善策を提示すべく、「政策空間」概念と同図解を用いた分析を展開する。ハムウェイ（2005）等の先行研究により発展してきた「政策空間」概念と同分析図は、各国が採用することのできる政策空間が、内生的制約（財政、人的資源等からくる制約）と外生的制約（WTO や自由貿易協定のルールによる制約等）によって規定されるととらえ、先進国と同じように外生的制約を受けていても内生的制約の厳しい途上国においては有効な政策空間が先進国と比べ極端に制限されてしまうことを視覚的に示そうとするものである。本論文は、政策空間分析図に独自の改善を加え、同分析図の中で、各 S&D がどのように位置づけられるか具体的に示すとともに、市場アクセス、政策柔軟性といった S&D のタイプ毎に第 3 章で指摘した途上国内部の対立を投射し、なぜ現行の S&D が実効性を欠如したものに陥っているのか説明を加えている。結論では、以上の議論を要約し、途上国の差異化を前提とした S&D 設計の必要性を主張するとともに、そうした S&D の設計にあたっては、一人当たりの国民総所得（GNI）といった経済指標ではなく、個々の政策が他の関係国に及ぼす悪影響を測る指標（輸入シェア、輸出シェア等）を組み入れる重要性を指摘した上で、今後の研究課題について展望して本論文を締めくくっている。

2. 評価

本論文には次のような学術的貢献が認められる。

- (1) 本論文の対象である WTO 協定における S&D については膨大な先行研究の蓄積があるものの、その大半は現行 S&D の実効性の欠如を端的に批判し、現在のドーハラウンド S&D 交渉に向けた実務的な改革案を提示しようとするものがほとんどである。そのような研究状況に照らすと、S&D 交渉史、ドーハラウンド S&D 交渉過程、開発の国際法を含む S&D の正当化理論、現行 S&D の機能等を包括的に分析及び再検討し、かつそれらを有機的に統合した上で、S&D 改革案の提示を試みた本論文は非常に高く評価される。
- (2) 途上国の差異化を前提とした S&D 改革案は先行研究によっても展開されているが、本論文が、ドーハラウンド S&D 交渉において途上国内部の対立図式を緩和するために、他の途上国に対する悪影響の有無を基準とする S&D 設計が重要であること（第 3 章）と開発の国際法が途上国間の異なる待遇を正当化する契機を内包していること（第 4 章）をそれぞれ明らかにした上で、第 5 章で政策空間分析図を活用して、これらを統合することで、より説得力のある議論を展開することに成功しており、かつ協定毎に途上国の差異化のあり方が異なるべきであるとの主張を行っていることは非常に高く評価できる。
- (3) 従来の政策空間分析図の精緻化を試み、現行 S&D の批判や S&D 交渉過程の分析手法としての可能性のみならず、S&D 改革案の設計のための分析手法としての可能性を示したこと（第 5 章）も高く評価できる。

なお、本論文の一部の基礎となる論文が日本国際経済法学会年報第 17 号に自由論題論文（査読付）として掲載されたほか、第 19 回日本国際経済法学会研究大会において本論文の第 2 章及び第 4 章の

論文審査の結果の要旨

基礎となる自由論題報告を行っていることを付言する。

こうした学術的貢献が認められる一方、本論文には次のような問題点が含まれている。

- (1) すでに GATT 時代から存在する後発開発途上国と他の途上国の間の差異化がどのような理論的な背景で導入されたものであったのか、第 4 章において十分な分析が展開されていない。
- (2) 第 4 章における各国による産業政策の経験に関する分析が必ずしも十分ではない。
- (3) 本論文における分析が WTO の文脈を超えて自由貿易協定等における S&D に関する議論にどのような示唆を与えるのか十分な検討が加えられていない。

しかし、こうした点は本論文の価値や独自性を損ねるまでのものとは言えず、本論文が果たした学術的貢献はこれらの問題点を十分に上回るものであると判断される。

3. 判定

以上のような審査の結果を基に、本論文は博士（国際開発学）の学位に値するものと判定する。